貨物自動車運送約款

中運自貨第七〇八の五　昭和三十年三月二十五日

目次

第一章　総則
第二章　運送業務等（第二条・第三条）
第三章　附帯運送業務（第四条―第十一条）
第四章　引受け（第十二条―第十五条）
第五章　指図（第十六条・第十七条）
第六章　運賃、料金及び立替金（第十八条―第二十一条）
第七章　運賃及び料金の支払の拒絶（第二十二条）
第八章　運賃後払運輸（第二十三条―第二十五条）
第九章　責任（第二十六条―第三十一条）
第十章　損害賠償額の算定（第三十二条）
第十一章　附帯運送業務（第三十三条―第三十六条）
第十二章　雑則（第三十七条―第三十九条）

第一章　総則

（この約款の種類及び性質の識別）

第一条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知するように申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質についての申告がないとき、又はその申告が不十分であると認めるときは、申込者に対し、その申告を完全にすることを求めることがあります。

3　当店は、前項の規定により申告をした場合において、貨物の種類及び性質について、その申告が事実と異なると認めるときは、申込者に対し、その訂正を求めることがあります。

4　当店は、貨物の種類及び性質について、前三項の規定による申告がないため、又はその申告が事実と異なるため、運送、保管又は荷渡しに特別の注意を必要とするときは、申込者に対し、その必要とする注意の内容を通知することを求めることがあります。

（運送の範囲）

第二条　当店は、運送を引き受ける一般貨物自動車運送事業に関する運送契約（以下「運送契約」という。）の定めるところにより、貨物の運送をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令又は一般の慣習上当店が運送をしないこととされている貨物については、運送をしないことがあります。

（運送の順序）

第三条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送をします。

2　前項の規定にかかわらず、急ぎ運送をすることを約した貨物については、その約した運送をします。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、公衆衛生、人命救助その他緊急を要する貨物については、運送の順序を変更することがあります。

4　当店は、貨物の運送をするため必要があるときは、運送の順序を変更することがあります。

第二章　運送業務等

（運送の引受け）

第四条　当店は、運送の申込みを受けたときは、次の事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、運送契約の締結と同時に運送をするときは、この限りでありません。

一　荷送人の氏名又は名称及び住所

二　荷受人の氏名又は名称及び住所

三　品名、個数、重量又は容積並びに荷造りの種類

四　運賃、料金及び立替金の額

五　運送の開始の日時

六　運送の終了の日時又は期限

七　運送の経路

八　運送の方法

九　その他必要な事項

2　荷送人は、運送をする貨物の引渡しと同時に、運賃、料金及び立替金の全額を支払わなければなりません。ただし、運賃、料金及び立替金の全部又は一部について、荷送人と当店との間で別段の定めをしたときは、この限りでありません。

3　荷送人は、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当店に対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

（送り状等）

第五条　荷送人は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、運送契約の締結と同時に運送をするときは、この限りでありません。

一　荷送人の氏名又は名称及び住所

二　荷受人の氏名又は名称及び住所

三　品名、個数、重量又は容積並びに荷造りの種類

四　運賃、料金及び立替金の額

五　運送の開始の日時又は期限

六　運送の経路

七　その他必要な事項

2　荷送人は、送り状を当店に交付することに代えて、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により当店に提供することができます。この場合において、荷送人は、送り状を交付したものとします。

3　荷送人は、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当店に対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

（運送の引受けの時間）

第六条　当店は、運送の引受けを、次の時間内に限り行います。

一　集荷営業所（集荷を行う営業所をいう。）　午前八時から午後六時まで

二　集荷営業所以外の営業所（集荷を行う営業所をいう。）　午前八時から午後五時まで

2　前項の規定にかかわらず、集荷営業所以外の営業所において、集荷営業所において引き受けた貨物の運送をするときは、当該貨物の運送をするために必要な時間内に限り、運送の引受けをします。

3　当店は、第一項の規定にかかわらず、同項の時間外に運送の引受けをすることがあります。

（運送の拒絶）

第七条　当店は、次の場合には、運送を引き受けません。

一　運送に適しない容器又は包装により貨物の運送をするとき。

二　貨物の運送について、法令の規定により荷送人が必要な証明書類を提出しないとき。

三　貨物の運送について、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の法令の規定により必要な関税の納付がされないとき。

四　貨物の運送について、法令の規定により必要な検査又は検疫を受けないとき。

五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の表示がないとき。

六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の署名又は記名がないとき。

七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷受人の署名又は記名がないとき。

八　貨物の運送について、法令の規定により必要な運賃、料金その他の費用の支払がされないとき。

九　貨物の運送について、法令の規定により必要な運賃、料金その他の費用の支払の証明がないとき。

十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾がないとき。

十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷受人の承諾がないとき。

十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

四十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

四十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

四十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

四十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

四十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

四十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

四十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

四十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

四十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

四十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

五十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

五十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

五十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

五十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

五十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

五十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

五十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

五十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

五十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

五十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

六十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

六十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

六十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

六十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

六十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

六十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

六十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

六十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

六十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

六十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

七十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

七十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

七十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

七十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

七十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

七十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

七十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

七十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

七十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

七十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

八十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

八十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

八十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

八十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

八十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

八十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

八十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

八十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

八十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

八十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

九十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

九十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

九十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

九十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

九十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

九十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

九十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

九十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

九十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

九十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百二十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百二十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百二十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百二十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百二十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百二十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百二十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百二十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百二十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百二十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百三十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百三十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百三十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百三十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百三十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百三十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百三十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百三十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百三十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百三十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百四十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百四十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百四十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百四十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百四十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百四十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百四十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百四十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百四十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百四十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百五十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百五十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百五十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百五十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百五十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百五十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百五十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百五十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百五十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百五十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百六十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百六十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百六十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百六十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百六十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百六十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百六十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百六十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百六十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百六十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百七十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百七十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百七十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百七十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百七十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百七十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百七十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百七十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百七十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百七十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百八十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百八十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百八十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百八十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百八十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百八十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百八十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百八十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百八十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百八十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百九十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百九十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百九十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百九十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百九十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百九十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百九十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百九十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百九十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

百九十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百二十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百二十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百二十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百二十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百二十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百二十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百二十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百二十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百二十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百二十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百三十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百三十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百三十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百三十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百三十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百三十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百三十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百三十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百三十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百三十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百四十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百四十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百四十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百四十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百四十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百四十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百四十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百四十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百四十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百四十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百五十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百五十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百五十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百五十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百五十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百五十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百五十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百五十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百五十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百五十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百六十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百六十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百六十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百六十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百六十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百六十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百六十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百六十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百六十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百六十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百七十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百七十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百七十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百七十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百七十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百七十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百七十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百七十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百七十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百七十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百八十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百八十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百八十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百八十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百八十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百八十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百八十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百八十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百八十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百八十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百九十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百九十一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百九十二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百九十三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百九十四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百九十五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百九十六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百九十七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百九十八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

二百九十九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三百　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三百一　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三百二　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三百三　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三百四　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三百五　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三百六　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三百七　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三百八　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三百九　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき。

三百十　貨物の運送について、法令の規定により必要な荷送人の承諾又は荷受人の承諾がないとき